

市立小樽図書館資料収集基準

1 一般・児童図書

(1) 総記

- ・ 図書館関係については、図書館の運営に役立つものを収集する。
- ・ 出版・読書・ジャーナリズム関係については、図書館活動に密接にかかわるので収集する。
- ・ 情報科学関係については、各種機器及びアプリケーションについて、最新動向に留意して、必要なものを収集する。

(2) 哲学・宗教

- ・ 東西の主要哲学は、入門書から最新の研究成果も踏まえた専門書も収集する。
- ・ 心理学については、平易なものを収集する。
- ・ 人生訓・占い等については、出版点数も多く、内容を精査して収集する。
- ・ 宗教については、特定の宗教に偏らないように収集する。

(3) 歴史・伝記・地理

- ・ 歴史は、通史を基本に全集・叢書を体系的に収集する。
- ・ 各国、各時代に関する資料についても、内容が正確に記述されているものを収集する。
- ・ 伝記は、被伝者についての記述が信頼性のあるものを収集する。
- ・ 地理は、日本・世界の最新のデータを収集する。
- ・ 旅行ガイドブックは、代表的なものを収集する。

(4) 社会科学

- ・ 社会科学関係は、社会情勢の変動や法律・制度の変更に留意し、収集する。
- ・ 各主題にわたり、入門書から専門書まで広く収集する。
- ・ 法律や制度の変更に留意し、法令等参考図書については最新のものを提供できるように留意する。
- ・ ビジネス所は、内容に留意して収集する。

(5) 自然科学

- ・ 科学の進歩に対応し、平易なものを収集する。
- ・ 医学関係については、医学的根拠が明確で、平易なものを収集する。

(6) 技術・工学

- ・ 高度に専門的な技術書・工学書については留意して収集する。
- ・ 生活科学関係については、実用的なものを中心に収集する。
- ・ 環境問題等暮らしに関係のある平易な解説書等を収集する。

(7) 産業

- ・各産業の歴史・実情・最新の動向について書かれたものを収集する。
- ・地域の産業の動向を考慮し、地域に役立つものを収集する。
- ・園芸・ペット関係は、実用的なものを収集する。

(8) 芸術

- ・各分野について、入門書や事典等広く収集する。
- ・美術全集・画集等は、一般的なものを幅広く収集する。
- ・スポーツについては、各競技のルール・技術書等を収集する。
- ・マンガは、評価の定まったものを厳選して収集する。
- ・小樽の産業であるガラス工芸について、ガラスに関する資料を収集する。

(9) 語学

- ・世界各国の代表的な言語について、辞典・文法・会話などの基本図書を収集する。
- ・日本語については、広く収集する。

(10) 文学

- ・話題の作品・定評のある作品を中心に幅広く収集する。
- ・古典から現代までの文学史・作家・作品研究
- ・全集は、主要なものを収集する。

(11) 児童書

- ・児童書は、0歳から18歳未満までの各年代、各分野にわたり、幅広く収集する。
- ・新刊書のみならず、長く読み継がれてきたもので、傷みが目立つものは更新する。
- ・点字やLLブックなど合理的に配慮された資料を収集する。

2 郷土・地域資料

郷土・地域資料については、非流通資料が多く、積極的に出版・発行情報を入手し、寄贈による収集に努める。

- ・小樽市に関する資料については、形態に関わらず、広く収集する。
図書・雑誌・ポスター・パンフレット・写真・視聴覚資料・電子資料等
- ・ガラス・すしなど小樽の産業に関わりのある資料に留意して収集する。
- ・小樽市に関わりのある人物・出来事に関する資料を収集する。
- ・小樽市が舞台となった小説等、小樽市に関する記述のあるものについて収集する。
- ・北海道に関する資料について、広く収集するほか、北方領土、樺太に関する資料を収集する。
- ・アイヌ民族に関する資料を収集する。

- ・小樽市の行政資料、企業・機関・施設・団体等の資料を収集する。
- ・小樽市に係る研究等の資料を収集する。
- ・同様に北海道に関する資料を収集する。

3 視聴覚資料

- ・音声資料・映像資料は、図書館事業に必要なもの、利用者の調査研究等に有効なものを収集する。
- ・朗読 CD 等多様な利用者向けのものを収集する。

4 電子資料

- ・収集基準に該当し、紙媒体で入手できないもので、電子資料として出版されているものは収取の対象とする。
- ・新聞等原紙の保存が必要なものについて、その必要性により電子資料で提供するため収集する。

5 逐次刊行物

(1) 新聞

- ・全国紙、地方紙を収集する。
- ・業界・専門新聞については、小樽に係るものについて収集する。

(2) 雑誌

- ・各分野の代表的なものを収集する。
- ・小樽に関する雑誌は積極的に収集する。

6 パンフレット・リーフレット等

- ・主として、郷土・地域に関するものを収集する。

7 収集の対象から除外するもの

- ・特殊な学術専門書
- ・暴力や性描写を興味本位で扱った資料
- ・学習参考書・試験問題集・資格試験問題集等
- ・ゲーム攻略本
- ・芸能人や趣味的な写真集

市立小樽図書館 資料除籍及び除架基準

1 除籍及び除架の目的

時間の経過とともに、著しく資料的価値が図書館資料を低下した資料を除籍し、常に魅力的で、新鮮な蔵書を保つとともに、長期間にわたり所在が確認できない資料を除籍することにより、適切な蔵書を保つ。

また、開架書架の限られたスペースを新鮮で、魅力的な書架を維持するために、除架を行う。

2 除籍基準

次に該当する資料は除籍の対象とする。

(1) 不明資料

- ・蔵書点検により、所在不明が確認された資料で、3回の蔵書点検でも発見されなかった資料。
- ・天災または不可抗力により亡失した資料。

(2) 汚損・破損資料

- ・汚損や破損が著しく、修理が不可能であり、利用に支障があると判断できる資料。

(3) 不用資料

- ・発行後相当期間が経過し、内容が古くなった資料。
- ・法令等の改正や技術水準等内容等が古くなった資料。
- ・発行後相当期間経過し、利用が少なく、複本がある資料。
- ・改訂版等を所蔵しており、資料としての価値がなくなったと判断できる資料。

3 除籍対象外資料

(1) 郷土・地域資料

(2) 統計・白書等レファレンスブック

調査研究に必要となる資料は対象としない。

(3) 絶版等により入手困難な資料的価値の高い資料。

(4) 各分野で古典・名著・基本的図書としての評価が定まっている資料

4 除架基準

- ・年間等年度発行図書で、最新版以外のもの。

- ・内容が古くなり、利用が見込まれないもの。
- ・個人全集・各ジャンルの全集類で利用頻度が少ないもの。
- ・一時的なベストセラーや話題となった図書で、内容等の価値が低いもの。

(令和3年4月30日決定)